

山梨県公報

号外第十四号

平成二十二年

三月十二日

金 曜 日

目 次

人事委員会

- 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………
- 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………
- 公安委員会
- 山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………

人事委員会

山梨県人事委員会規則第九号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十二年三月十二日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第十二警察部局の部警察本部の項中

課	長	五種(人事委員会が
科学捜査研究所長	五種	

認める者にあつては四種)

を「課長 五種(人事委員会が認める者にあつては四

種)に、「会計調査官」を「庁舎整備室長 生活安
会計調査官」に、「生活安全対策室長」を「生活安
交通管

理調査官」に改める。
全対策室長
理調査官」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十二年三月十二日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第七本部の項中「課長」を「課長 長 に、「機動隊長」を「科学
高速道路交通警察隊長」

「企画室長」を「企画室長」を「庁舎整備室長」を
「機動隊長」を「機動隊長」を「企画室長」を

「企画室長」を「企画室長」を「企画室長」を
「留置管理室長」を「留置管理室長」を「留置管理室長」を

「留置管理室長」を「留置管理室長」を「留置管理室長」を
「留置管理室長」を「留置管理室長」を「留置管理室長」を

「留置管理室長」を「留置管理室長」を「留置管理室長」を
「留置管理室長」を「留置管理室長」を「留置管理室長」を

「留置管理室長」を「留置管理室長」を「留置管理室長」を
「留置管理室長」を「留置管理室長」を「留置管理室長」を

公安委員会

山梨県公安委員会規則第三号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十二年三月十二日

山梨県公安委員会

委員長 櫻 井 洋

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第八条の四を第八条の五とし、第八条の三を第八条の四とし、第八条の二を第八条の三とし、第八条の次に次の一条を加える。

(留置管理室)

第八条の二 監察課に留置管理室を附置する。

2 留置管理室においては、前条第七号に掲げる事務をつかさどる。

第二十二條第一項及び第二十三條の二第一項中「文書管理室」の下に、「留置管理室」を加える。

別表第一 監察の部を次のように改める。

監察	表彰	庶務
	監察第一	監察第一
留置管理室	留置管理	管理
	留置管理	護送

別表第一 厚生部の部を次のように改める。

厚生	健康管理	庶務
	厚生	厚生
共済	共済	厚生相談

別表第一 情報管理の部中

情報システム企画・指導	情報システム企画・指導
情報システム運用・技術支援	情報システム運用・技術支援

を

情報システム	情報システム
情報システム	情報システム

ム企	情報システム企画・指導
ム運	情報システム運用・技術支援

に改め、同表捜査第一の部中

検視

検視

を

検視第一	検視第一
検視第二	検視第二
検視第三	検視第三

に改め、同表運転免許の部中

行政処分	行政処分第一
講習	行政処分第二
適正検査所	講習

を

行政処分	行政処分第一
講習	行政処分第二
適正検査所	講習

に

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。